

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
1	1	1	3.						PFI事業者に期待する基本的な方針	PFI事業者に期待する方針1～5まで記されておりますが、この方針は本案件の計画地全体での達成を目指す認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	2	1	3.						方針2 文化・芸術活動の拠点の整備	「市民文化センターを中心に、…市民の文化・芸術活動の拠点を目指す。」とあり、表には使い方・使われ方・必要な機能等が表記されておりますが、市民文化センターに求める機能が多いように思料します。市が新市民体育館に求めている文化・芸術活動の機能について、具体的にご教示ください。	方針2につきましては、主に市民文化センターにおける機能等の具備を想定しておりますが、新市民体育館の施設や諸室等の特性、行われるプログラム等と併せて実施することでその効果を発揮しやすいものがあれば、ご提案ください。
3	4	1	4.	(1)					事業対象範囲	図表1-4-1(別紙1-4-1 PFI事業範囲図)に各業務範囲について記載がありますが、解体される既存施設の附属施設(設計・建設・維持管理・運營業務範囲内のもの)で残置され、PFI事業者が維持管理を行う工作物等について、その内容についてご教示下さい。 例)設備名(浄化槽等)・メーカー・スペック(●●●人槽、●●方式等)・維持管理範囲(中継槽のみ、中継槽の維持管理も除く等)	解体の対象となる施設及びその付帯施設で存置するものではありません。 なお、勤労者体育センター、香陵武道場、旧勤労青少年ホームは市民文化センターの浄化槽を共用しています。
4	4	1	4.	(1)					事業対象範囲	事業用地内の既存の工作物で、PFI事業者による維持管理が必要な対象工作物についてお示しください。	別紙3-7-5に示す「移設」、「移設可」、「存置」及び「新設」とする工作物等でPFI事業者が維持管理するものではありません。
5	5	1	4.	(3)					既存施設の引渡時期	自由提案施設は事業終了後、原則として原状回復とありますが、次期運営事業者との協議により施設の継続の可能性はどの程度ありますか。	現時点での判断はできません。
6	6	1	4.	(4)	1)	①	b		新駐車場(平面部・立体部)に関する日程	引渡時期・供給開始を早める提案をした場合の加点はありますか。	供用開始日等の前倒しの事実そのもの自体を直接的に評価することはありません。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
7	6	1	4.	(4)	1)	②	b		新市民体育館に関する日程	引渡時期・供給開始を早める提案をした場合の加点はありますか。	No.6の回答をご参照ください。
8	7	1	4.	(4)	2)	①			既存施設の解体	既存施設の解体における残置物は「業務要求水準書(案)に関する質問及び回答」では、入札公告時に示すがありますが記載がありません。残置物は無いものと考えてよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
9	7	1	5.						設計用積載荷重	遵守すべき法令等に基づき設計用積載荷重は決定しますが、記載のない機械室・電気室、及び折版等の金属系の屋根に関しては適宜設定することで宜しいでしょうか。	法令に基づき、実況に応じて設定ください。
10	8	1	5.	(2)			h		条例、指針など	「静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」において、付加措置 代替設備( $\alpha$ )、システム強化( $\beta$ )、耐震措置( $\gamma$ )、津波対策( $\gamma$ )の選定基準について、ご教示願います。	業務要求水準書P3に示す通り、本事業により整備される施設には災害時等における一定の機能を求めており、付け加えて新駐車場には業務要求水準書P41に示す通り、災害時の物資集積機能を要求しています。そのうえで、負荷措置の選定基準については、「静岡県防災拠点等における設備地震対策ガイドライン」P7(表2. 1-5)や業務要求水準書に基づき、提案によるものと考えています。
11	8	1	5.	(3)			b		官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	遵守すべき当基準では、大地震動時の層間変形角を制限することとし地上階が鉄筋コンクリート造の場合、原則として層間変形角の目標値は1/200以下となっています。当基準に記載されていますように、詳細な検討により耐震安全性を確保するものとし、かつ建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないものとする事で目標値を緩和しても宜しいでしょうか。	建築基準法や静岡県建築構造設計指針など他の順守すべき法令等における基準も勘案し、適切に設定してください。
12	10	1	7.	(1)					個人情報の保護及び秘密保持	自由提案事業で取得した個人情報は事業者の帰属で良いでしょうか。	ご理解の通りです。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
13	10	1	7.	(2)					秘密の保持	「PFI事業者の従業者、派遣労働者又は受託事務に従事している者は、本事業の各業務上知り得た情報を、、、」とありますが、「本事業の各業務上知り得た情報を」の部分で「事業契約書第105条に定める秘密情報を」に修正いただくことは可能でしょうか。	原案の通りとします。
14	11	1	9.				c		事業期間終了時の引継ぎ等	「PFI事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市へ引継げるようにすること。」とありますが、事業期間内と同一のPFI事業者が再度事業を行う可能性はないでしょうか。	同一のPFI事業者が再度事業を行う場合でも、事業期間終了時において、施設のすべてが本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市へ引継げるようにしてください。
15	12	2	1.	(3)	1)				統括管理業務	「別紙2-1-1本事業の業務実施体制図」において、(3)維持管理・運営期間中は、統括責任者、維持管理業務責任者、運営業務責任者、駐車場責任者は、互いに兼務ができない規定となっております。効率的な運用を行う上でも、維持管理責任者、運営責任者、駐車場責任者の相互兼務を可能として頂きたいです。	相互兼務は認めません。
16	12	2	1.	(3)	1)				維持管理	「別紙3-2-10御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図」に記載の②エリアにおいて、調査期間と新体育館建設着手時期が重なる可能性があります。②エリアの調査着手時期や先行着手エリアは市との協議により決定するとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
17	12	2	1.	(3)	1)		d		統括責任者の設置	「設計・建設期間で1名、開業準備期間及び維持管理・運営期間で1名を配置」とありますが、開業準備期間は、設計・建設期間と同期間であることから、「別紙2-1-1 本事業の業務実施体制図」に記載のとおり、「設計・建設期間」「維持管理・運営期間」においてそれぞれ1名配置との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は1名の配置とのご理解の通りです。
18	14	2	2.	(1)	4)	①	b		連絡協議会の開催	「連絡協議会は必要に応じ開催するものとする」とありますが、年間の最低実施回数などの基準はあるのでしょうか。	ありません。連絡協議会の設置の目的が達成されるように計画してください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
19	14	2	2.	(1)	4)	①	a		駐車場の利用調整	催事における駐車場の利用調整とあるが体育館、市民ホール催事における専有利用は可能であると考えてよいでしょうか。また、市民ホールの催事における駐車場案内・誘導は市民ホール側で行うとの見解で宜しいでしょうか。	新駐車場は公の施設とする予定であるため、専有利用はできません。また、市民文化センターの催事における駐車場の対応については、新駐車場の管理がPFI事業者の業務範囲であることから、市民文化センターでの催事における駐車場案内・誘導について専ら文化センター側で行うものではなく、連絡協議会にて対応を決定するものです。
20	16	2	2.	(3)	2)				協力会社等の評価・再選定等	「他の協力会社等を再選定できる体制」とありますが、ここでいう「協力会社」とは、事業契約で定義されている協力会社でしょうか、それとも、SPCから業務を受託した構成員・協力会社からさらに業務を受託した再受託企業でしょうか。ご教示ください。	両方を指します。
21	17	3	2.	(1)					計画地の概要	今回建物を新設予定の範囲に既存埋設物はありませぬでしょうか。ある場合、何がどこにあるのかをご教示ください。また以前、建物が存在し、その後埋戻しをされた過去がある場合、その場所と既存建物の図面をいただけませんか。その際、どのように埋め戻されたのかもご教示ください。御指示の無い埋設物の撤去費用やそれに掛かる日程、埋戻し状態による地盤の改良に関しては別途協議して頂くことで宜しいでしょうか。	業務要求水準書P18中(図表3-2-2)計画地のエリア構成に示すエリア1については、旧香貫駐車場及び旧商工会議所がありました。解体時に杭を含め撤去済みとなっています。エリア3については過去建物があった記録はありません。なお、予見できない埋設物等によるリスクについては、市が負担することを基本とし、別途協議を行います。
22	19	3	2.	(2)	1)		a		計画地の状況 (香貫駐車場整備状況)	新駐車場(立体部)の供用開始まで運營業務委託期間を延長する予定と記載がありますが、エリア1に駐車場(立体)を計画した場合、既存の出入口通路が干渉します。出入口の位置は移動ができるものと解釈してよろしいでしょうか。その際の移設に係る費用はPFI事業者負担となりますでしょうか。	位置の移動、費用負担に関してはご理解の通りです。また、移動の時期は提案により、現香貫駐車場との利用調整を図ったうえ実施することになります。
23	19	3	2.	(2)	2)		a		河川付替え状況	PFI事業者が撤去する付替え前の河川構造物の範囲が不明です。「業務要求水準書(案)に関する質問及び回答」の回答資料2を添付資料に加えて頂けないでしょうか。	「実施方針等に対する事業者対話における質問への回答(2018年11月30日公表)」の「回答資料2」をご参照ください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
24	19	3	2.	(2)	2)		a		計画地の状況 (河川付替え状況)	PFI事業者が河川構造物を撤去した後、市が地目変更を行うとありますが、地目変更前に土地利用に関する手続きのほか、各種手続きは実施できるものとしてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
25	19	3	2.	(2)	5)		a		地盤調査図	「計画地の地質状況は「別紙3-2-4 地質調査図」による。」とありますが、公表された地盤調査結果から合理的に予測できない地盤の不整、障害等により事業者が発生した損害または増加費用については、合理的に認められる範囲で市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
26	19	3	2.	(2)	5)		a		計画地の状況 (地質状況)	別紙3-2-4、P12のボーリング柱状図No.3ではGL-7m付近まで盛土と明記されています。他のボーリング柱状図を見ますと盛土の表記はありません。この周辺は既存建物を解体されて埋め戻されているという事でしょうか。その場合、例えば既存基礎又は杭等は全て撤去され既存埋設物はないと考えてよろしいでしょうか。	ボーリング柱状図No.3が示すエリアには、旧香貫駐車場及び旧商工会議所がありましたが、解体時に杭を含め撤去されており、No.1、No.2のエリアについては過去建物があった記録はありません。
27	20	3	2.	(2)	11)				埋蔵文化財状況	「別紙3-2-10御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図」に記載の②エリアにおいて、調査期間と新体育館建設着手時期が重なる可能性があります。②エリアの調査着手時期や先行着手エリアは市との協議により決定するとの理解でよろしいですか。	ご理解の通りです
28	20	3	2.	(2)	11)		b		埋蔵文化財調査 平面図	別紙3-2-10の①以外の遺跡範囲を掘削する場合調査を始めることができる時期をご教示ください。	令和2年4月1日以降です。
29	20	3	2.	(2)	8)		b		新規防火水槽の維持管理 について	新規防火水槽についてはPFI事業者による維持管理が必要となるという認識で宜しいでしょうか。	新規(100t)及び既存(40t)の防火水槽ともに維持管理は市で行います。 なお、設置場所については市との協議が必要ですが、維持管理に支障が出るのが想定される、建築物の地下への埋設は不可とします。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
30	21	3	3.	(1)					新市民体育館の法規制について	新市民体育館は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象となる特定建築物に該当しないという認識で宜しいでしょうか。	該当するものとして計画してください。
31	21	3	3.	(1)			d		新市民体育館	「消防法においては、施行令別表第1(1)イ「観覧場」となる。」とありますので、「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について(通知)」(消防予第175号(平成8年9月10日))3(2)エによる令第32条の特例は適用できないものと考えてよろしいでしょうか。	防火対象物の用途は、施行令別表第1(1)イ「観覧場」を想定しておりますが、今後、提案内容及び関係機関協議によりご質問の特例の適用の適否も含め判断されるものと考えております。
32	21	3	3.	(1)					新市民体育館	新市民体育館の一部に駐車場若しくは駐輪場を設置した場合、延床面積12,900㎡に駐車場・駐輪場の部分は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	21	3	3.	(1)					新市民体育館	新市民体育館の一部にピロティを設置した場合、延床面積12,900㎡にピロティの部分は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ピロティに屋内的用途が発生する場合、その用途によっては含まれる場合があると考えております。
34	21	3	3.	(1)			b		延床面積等	12,900㎡未満とする延床面積は(図表3-3-1)の諸室の合計面積として捉え、駐車場等面積を含んだ建築基準法上の面積とは異なるものと理解して宜しいでしょうか。	12,900㎡未満とする延床面積は、新市民体育館の延床面積であり、諸室や共用部分の合計面積となります。また、算定方法は建築基準法によるものとして下さい。
35	21	3	3.	(1)			b		延床面積等	ピロティ駐車場、駐輪場は12,900㎡未満とする延床面積の対象外と考えて宜しいでしょうか。また(図表3-3-1)に記載のない諸室も12,900㎡未満とする延床面積の対象外と考えて宜しいでしょうか。	1つ目の質問はご理解の通りです。 2つ目の質問は諸室の内容により対象となる場合があります。
36	21	3	3.	(1)			b		延床面積等	建築基準法では昇降機部分及び備蓄倉庫、蓄電池の設置部分、自家発電設備の設置部分は容積率算定対象外となっておりますが、当該延床面積に対してはどの様に考えれば宜しいでしょうか。	12,900㎡未満とする延床面積は建築基準法による算定方法によるものと考えておりますが、容積率の算定対象外となっている用途等に係る面積は算入してください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
37	21	3	3.	(1)			b		(図表3-3-1)新市民体育館の施設構成	以下の諸室について、業務要求水準書(案)に記載の名称から今回の名称へ変更した意図をご教示ください。 ・メインアリーナ→スポーツアリーナ ・サブアリーナ→多目的アリーナ ・フィットネススタジオ(多目的室)→多目的スタジオ ・子ども体育館(キッズルーム)→キッズルーム	いずれも国庫補助金等の採択に向けてその名称についても用途等をわかりやすく分別するために変更したものです。
38	21	3	3.	(1)			b		スポーツアリーナ観覧席	1,000席以上の観覧席とありますが、観覧席の形状・仕様等についての条件があればご教示願います。	要求水準を満たすように提案してください。
39	21	3	3.	(1)			d		弓道場	弓道場は和弓のみに使用を限定する必要がありますか(洋弓の使用等)	限定する必要はありません。要求水準を満たしたうえ、ご提案ください。
40	22	3	3.	(2)					新駐車場(平面部)の内容について	「駐車場としての…(中略)…、他の目的でも利用が可能となるように配慮して計画すること」とありますが、(事業者による提案以外で)貴市で想定している利用目的があればお示しください。	災害時における多目的利用や、広場と隣接した部分における広場空間の延長とすることを想定しています。
41	22	3	3.	(2)			b		新駐車場(立体部)	災害時の物資集積場所は1階部分と想定してよろしいでしょうか？	原則として1階部分を想定してください。ただし、被災の状況等により2階以上を使用する場合もあります。
42	23	3	3.	(3)			e		駐輪スペース	「新市民体育館及び市民文化センターの利用者のための駐輪スペースを仮設も含め400台程度確保すること。」とありますが、仮設とは大会やイベント時に臨時で設置するものとの理解でよろしいでしょうか。また、常設する台数について、ご指定がございましたらご教示ください。	ご理解の通りです。常設台数についての指定はありません。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
43	23	3	4.	(2)			c		既存樹木等の維持管理について	既存樹木の現状の維持管理(植栽管理)仕様についてお示しください。定期的な剪定等を行っていない場合は、スポットでの発注実績を直近3年分程度お示しください。	既存樹木の維持管理については、剪定・刈り込み・施肥・薬剤散布・除草・芝地管理等を行っています。
44	23	3	4.	(2)			c		既存樹木等の維持管理について	既存樹木について、PFI事業者が適正な維持管理を行っていたにもかかわらず枯れ等が発生した場合については、モニタリングによる減額対象に含まれないという認識でよろしいでしょうか。また、継続して育成することが困難な場合は伐採・廃棄については貴市による負担という認識でよろしいでしょうか。	適正な維持管理がされている場合での枯れについては減額対象となりません。また、事業期間内における伐採等の費用は事業者の負担となります。
45	26	3	5.	(2)	1)	②	a		延床面積等	スポーツアリーナの四方に設ける階段を外気に有効に開放されている屋外階段とした場合、12,900㎡未満とする延床面積の対象外と考えて宜しいでしょうか。	建築基準法の規定による方法により延床面積として参入しない形状であれば、対象外とお考え下さい。なお、要求水準では上足で競技場と観覧席のスムーズな行き来を求めていますので、これらを踏まえて適切に計画してください。
46	26	3	5.	(2)	1)	②	a		延床面積等	体育館用途であっても、屋外の部分(テラス等)は12,900㎡未満とする延床面積の対象外と考えて宜しいでしょうか。	No.36の回答をご参照ください。
47	27	3	5.	(2)	3)	①	g		スポーツアリーナ	別紙3-5-2アリーナコート配置図に基づきスポーツアリーナに施工するコートライン及び床下金具については、利用頻度等を検討し事業者の提案としてよろしいですか。	ご理解の通りです。なお、各競技団体からの要望も踏まえ、市と協議の上、決定します。
48	27	3	5.	(2)	3)	①	k		スポーツアリーナ	「スポーツアリーナのフロアーに仮設で自由に配置できる段床式の観覧席(移動観覧席等)を1,000席以上設けること。」と記載がありますが、すべて館内の器具庫に収納する必要がありますか。	スポーツアリーナのフロアーに仮設で自由に配置できる段床式の観覧席(移動観覧席等)は、すべて館内に収納してください。
49	28	3	5	(2)	3)	⑥	g		多目的アリーナ	多目的アリーナの実施種目は業務要求水準書記載以外の種目も提案は可能でしょうか。	可能です。



業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
50	28	3	5.	(2)	3)	⑥	g		多目的アリーナ	「地域交流など多目的に使用」と記載がありますが、多目的アリーナは集会所の機能もあるということでしょうか。	集会所の機能は求めません。地域住民の相互交流を目的とした活動やレクリエーションを行うホールとしての利用を想定しています。
51	28	3	5.	(2)	3)	⑥	e		多目的アリーナ 観覧席	上階部分に80席程度を設置とありますが、観覧席の形状・仕様等についての条件があれば、御教示願います。	要求水準を満足する範囲で、事業者の提案とします。
52	28	3	5.	(2)	3)	⑥	g		多目的アリーナ	別紙3-5-2アリーナコート配置図に基づき多目的アリーナに施工するコートライン及び床下金具については、利用頻度等を検討し事業者の提案としてよろしいですか。	No.47の回答をご参照ください。
53	29	3	5.	(2)	3)	⑧			弓道場の的・安土管理について	弓道場の的の貼替・交換については利用者によるものという認識でよろしいでしょうか。また、安土の定期的な整備について競技団体等での実施を予定されておりましたらお示しください。	的の張替・交換は、利用者が行うものとし、安土の整備・メンテナンスについては、事業者が行うものとします。
54	29	3	5.	(2)	3)	⑧	j		弓道場	利用場所と観覧者スペースは完全に分離された場所に設置するという理解でよろしいですか。	設置位置は提案によりますが、観覧者の安全性を確保してください。
55	29	3	5.	(2)	3)	⑪			トレーニング室	利用者の体力測定、健康相談、トレーニング指導を一括して指導できるようにするため、⑫健康体力相談室及び⑬体力測定室をトレーニング室で兼ねることは可能でしょうか。	それぞれの機能が満たされていれば、兼ねることも可能です。
56	30	3	5	(2)	3)	⑬	a		体力測定室	体力測定室に設置する測定機器類の内容は事業者から提案する認識で良いでしょうか。	ご理解の通りです。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
57	30	3	5.	(2)	3)	⑭	b		キッズルーム	気軽に利用できるように、他の諸室等との区切り方を工夫すること。とありますが、どういう意図がもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。	エントランスホールやラウンジスペース等の他諸室と一体感を持たせるようなレイアウトを想定しています。
58	31	3	5.	(2)	4)	①	c		構造計画 基本方針 建築物の地震対策	新市民体育館の耐震要求性能について一次設計の地震力は、地域係数(Z)=1.2、用途係数(I)=1.25を乗じて算定(通常地震力の1.5倍)し、許容応力度設計を行うということでしょうか。また、二次設計の地震力は、地域係数(Z)=1.2、用途係数(I)=1.25を乗じて算定した必要保有水平耐力(通常1.5倍)に対して保有水平耐力を確保するということでしょうか。もしくは「構造体の耐震性能: I類」より、上記の必要保有水平耐力に対して更に1.5倍以上の保有水平耐力を確保する必要がありますでしょうか。	耐震要求性能については、通常の1.5倍を確保すればよく、地震地域係数及び用途係数を乗じたうえ、さらに1.5倍する必要はありません。
59	31	5	5.	(2)	3)	⑳	b		防災備蓄倉庫	食料、毛布、、、等はPFI事業者が準備するのでしょうか？	市が調達及び補充等を行います。
60	32	3	5.	(2)	4)	①	c		構造計画 基本方針	「ただし、構造体の耐震性能 I類は、大地震動時の目標とする耐力を1.5倍することから建築基準法施行令(昭和25年第338号)第82条の3第二号に規定する式についてはこの限りではない」とありますが、記載の内容は以下A、Bのいずれの解釈となりますか。 A: 地域係数を1.2倍、用途係数は1.0倍として、大地震時の目標とする耐力の割増1.5倍を考慮する。 $Q_u/Q_{un} = 1.2 \times 1.5 = 1.8$ B: 地域係数を1.0倍、用途係数は1.0倍として、大地震時の目標とする耐力の割増1.5倍を考慮する。 $Q_u/Q_{un} = 1.5$	No.58の回答をご参照ください。質問中の例示Bとなります。
61	34	3	5.	(2)	5)	②	g	(c)	公衆電話の設置	「公衆電話を設置すること」とありますが、NTTにより設置を断られた場合等については本要求水準は削除されるという認識でよろしいでしょうか。	断られた事実をもって直ちに要求水準から除かれるわけではありません。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
62	34	3	5.	(2)	5)	②	e	(e)	設備計画 電気設備 自家用発電設備	「新駐車場(立体部)へ非常時に電力を供給できるようにすること。」とありますが、電力供給するのは新市民体育館の竣工後と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	34	3	5.	(2)	5)	②	g	(f)	情報通信設備	市の予約システムの詳細をご教授ください。(設置備品の詳細、特別なインターネット環境の整備が必要かなど)	「市の予約システム」とは、新市民体育館のために整備する施設予約システム(仮称)を指しております。業務要求水準書P62「第7.2.(1)4 予約システム整備業務」に示してある事項を実施できる環境を整備してください。
64	36	3	5.	(2)	5)	③	e	(b)	光熱水の計量	管理ゾーニング区分ごとの光熱水の計量とは、自由提案事業における子メーターの設置(p93.第10-2-(9))を指すものでしょうか。	自由提案施設における子メーターとは別です。管理ゾーニング区分とは、空調計画におけるゾーニング区分をいいます。
65	37	3	5.	(2)	5)	④	e		排水通気設備	敷地内既存浄化槽の電源は、既存市民文化センターから非常用電源(発電機)で供給されていますでしょうか。	非常用電源では供給されていません。
66	38	3	6.	(2)	1)	②	a		施設の機能及び性能	要求水準の必要台数を確保する前提で、立体駐車場の階数を減らし、利用者の移動距離削減を図り利便性を高める提案は有効ですか。	要求水準の必要台数を確保する前提で、立体駐車場の階数を減らし、利用者の移動距離削減をすることは可能です。評価は提案内容によります。
67	38	3	6.	(2)	1)	②	a	(a)	駐車台数	「一般車用の駐車台数は、計画地内に650台を確保すること。」とありますが、650台には新市民体育館や市民文化センターのスタッフ等の駐車台数も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	施設管理者やスタッフ等の車両分は含みません。
68	39	3	6.	(2)	1)	④	a	(f)	新駐車場(立体部)計画	災害時における普通貨物自動車(6.5t積以下)の入出庫が可能な構造とすること。物資輸送車両は中型トラック(4t車)を想定していると記載がありますが、物資集積所(立体駐車場外)までの輸送との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
69	39	3	6.	(2)	1)	④	a		新駐車場(立体部)計画	自走式立体駐車場の車両重量制限の記載がありませんが、国土交通大臣認定駐車場において、有効高さ2.3m、車両重量制限2tと理解して宜しいでしょうか。	事業者提案によります。
70	39	3	6.	(2)	1)	⑤	e		減免チェッカーの設置	「10台計画すること」と記載がありますが、設置を想定されている箇所についてお示ください。また、現時点で設置を想定されている個所の有無にかかわらず、事業者の工夫により10台設置する必要がなければ提案の台数とすることも可能という認識でよろしいでしょうか。	減免チェッカーの設置個所は、新市民体育館、市民文化センター、市役所を想定しています。減免チェッカーの台数については10台を定めるものです。
71	39	3	6.	(2)	1)	⑤	e		駐車場管制計画	駐車場料金は1時間減免の予定ですが、駐車券発行時にすべての駐車車両に1時間の減免処理を施すことはできますか。	すべての駐車車両に対し、1時間の減免処理を行うことはできません。
72	40	3	6.	(2)	3)	①	g		施設の機能及び性能	物資輸送車両は新駐車場(立体部)内へは進入せず、横付けするとの解釈で宜しいですか。また横付け箇所は何箇所必要ですか。	ご理解の通りです。横付けの箇所は1つ以上で事業者の提案によります。
73	40	3	6.	(2)	3)	①			駐車場(立体部)	新駐車場(立体部)の退場動線が混雑した場合の緊急回避動線として県道原木沼津線に誘導するために市道4047号線を活用する事は可能ですか。	市道4047号線を活用することは認めません。
74	40	3	6.	(2)	3)	①			駐車場(立体部)	No.73の質問内容ができない場合、公用車出入口を活用する事は可能ですか(大会混雑時等のみ使用、有人対応)	提案に基づき、道路管理者との協議が必要となります。(事前に行った道路管理者と市の協議においては不可となっています)
75	41	3	6	(2)	3)	④	a		施設の機能及び性能に関する要求水準	沼津市の津波避難ビルの要件としてはRC造又はSRC造とあるがS造での提案はよろしいでしょうか。	構造計画等、他の業務要求水準書に示した事項が達成されていればご提案は可能です。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
76	41	3	6	(2)	3)	④	c		施設の機能及び性能に関する要求水準	災害時における物資輸送車両でフォークリフトの使用を想定とありますが、立体駐車場内をフォークリフトが走る事を想定されますでしょうか。その場合、フォークリフトの仕様をご教示願います。	立体駐車場内でも走行を想定しています。フォークリフトの仕様については、駐車場法の規定に基づく技術的基準内で運用可能なものを想定しています。
77	41	3	6	(2)	3)	④	d		施設の機能及び性能に関する要求水準	災害時における物資輸送車両とあるが、立体駐車場内へトラックが入るのではなく、立体駐車場に横づけできればよいと考えればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
78	41	3	6	(2)	3)	④	j		施設の機能及び性能に関する要求水準	現地のボーリングデータをご提供願います。	地質調査の結果は、業務要求水準書別紙3-2-4としています。データの提供については、市ホームページに掲載のとおりCDにて提供しますので、直接ご連絡ください。
79	41	3	6	(2)	3)	④	c		施設の機能及び性能	フォークリフトの駐車スペースは必要ですか。またフォークリフト揚重時の高さ寸法を教えてください。	フォークリフトの駐車スペースは不要です。また、高さ寸法については、No.76の回答をご参照ください。
80	41	3	6	(2)	3)	④	b		構造計画	「災害時に物資集積場所として活用ができるように屋根のあるスペースを整備すること」と記載がありますが、立体駐車場内部を屋根のあるスペースとすることは可能でしょうか。	立体駐車場内部を屋根のあるスペースとすることは可能です。
81	41	3	6	(2)	3)	④	a	(b)	構造計画	「避難ビルの表示及びソーラー発電照明を設置すること」と記載がありますが、「沼津市津波避難ビルガイドライン」の資料をご開示いただけますでしょうか。	同ガイドラインを提示します。なお、同ガイドラインは入札公告後に見直しが行われたため、「沼津市津波避難ビルガイドライン」に示す”の記載を削除し、修正します。
82	41	3	6	(2)	3)	④	a		新駐車場(立体部)計画	新駐車場(立体部)は、津波避難ビルに指定する予定である旨記載があります。国土交通大臣認定駐車場としてS造を予定しておりますが、貴市危機管理課HPには要件として「RC造またはSRC造とすること」となっており合致しません。危機管理課HP記載事項は必須要件でしょうか？	業務要求水準書に記載された要求水準を満たすのであればS造でも構いません。なお、同ガイドラインは入札公告後に見直しが行われたため、「沼津市津波避難ビルガイドライン」に示す”の記載を削除し、修正します。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
83	41	3	6.	(2)	3)	④	a	k	新駐車場(立体部)計画	津波ハザードマップでは計画地付近の津波浸水深さの記述がありません。洪水浸水深さはどの様に考えればよろしいでしょうか、ご教授お願いいたします。	本計画地は津波浸水区域外です。また、狩野川の洪水浸水想定区域となっていますので、別紙3-2-9に示す浸水深によることとしてください。
84	41	3	6.	(2)	3)	④	c		新駐車場(立体部)計画	災害時における物資搬入フォークリフトは何トン用を想定されていますか。また3階以上もフォークリフトを使用されますか。	No.41及びNo.76の回答をご参照ください。
85	42	3	6.	(2)	4)	①			施設の機能及び性能	駐車マス寸法(公用車含む)の要求水準はありますか。	「駐車場設計・施工指針」及び「沼津市開発許可指導技術基準」等を参照ください。
86	42	3	6.	(2)	4)	②			施設の機能及び性能	車路は一方通行が望ましいが、交互通行は減点対象となりますか。	相互通行であることをもって直ちに判断することはなく、その効果等を含めて総合的に判断します。
87	43	3	6	(1)	4)	⑤			施設の機能及び性能に関する要求水準	立体駐車場のエレベーターは何人乗り以上あればよろしいでしょうか。	車いす兼用かつ視覚障害者対応仕様であり、障害者等の移動の円滑化等の促進に関する法律(平成18年法律91号)に適合する規格としてください。
88	43	3	6.	(2)	4)	⑤			施設の機能及び性能	新駐車場(立体部)のEVの指定はありますか。	No.87の回答をご参照ください。
89	43	3	7.	(2)	1)		a		広場空間	外構に設ける一団の2,000㎡以上の広場空間にフットサルコートライン引きを行い、フットサルコートとしても利用できるような計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことができれば可能です。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
90	43	3	7.	(2)	2)		b		遊歩道	遊歩道に運動ができる器具を設置することとありますが、2,000㎡以上の広場空間と指定された場所に運動器具を常設することは可能でしょうか。	広場空間に求める要求水準を満たすことができれば可能です。
91	44	3	7.	(2)	2)		d		遊歩道	「既存の小舗石舗装を撤去すること。」とありますが、既存の小舗石舗装はすべて撤去し、別の舗装材を敷設すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
92	44	3	7.	(2)	2)		d		遊歩道	小舗石舗装の撤去範囲は、エリア3南側、エリア3-4間という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
93	44	3	7.	(2)	3)				駐輪スペースの料金徴収について	駐輪についても利用料金の徴収対象とすることは可能でしょうか。	自動車に寄らない交通手段の利用促進のため、不可とします。
94	44	3	7.	(2)	6)				既存浄化槽について	本施設においても既存市民文化センターの浄化槽を使用するという認識でよろしいでしょうか。また、浄化槽の維持管理はPFI事業者の業務範囲外という認識でよろしいでしょうか。PFI事業者の業務範囲に含まれる場合、そのスペック等について詳細にお示しください。	市民文化センターの浄化槽は、市民文化センターのみの使用となり、要求施設においては新たに浄化槽を設置する必要があります。
95	44	3	7.	(2)	8)				解体しない既存施設について	事業用地の既存施設について、「解体する既存施設の概要」に記載の施設以外についてはすべてPFI事業者による維持管理範囲に含まれるのでしょうか。記載の施設に付属するような施設でPFI事業者による維持管理を想定している施設があればお示しいただきたい。	解体する既存施設の概要」に記載の施設に付属するような施設でPFI事業者による維持管理を想定している施設はありません。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
96	46	3	7.	(2)	10)				計画地内の工作物・樹木等の撤去・伐採	別紙3-7-5で記載のある工作物で「移設可」、「存置」、「新設」となるものについて、本「PFI事業対象」というのは設計・建設業務を指しており、維持管理業務はすべて対象外という理解でよろしいでしょうか。もし、維持管理業務も含む項目があればご教示ください。	ご理解の通りです。
97	46	3	7.	(2)	10)				計画地内の工作物・樹木等の撤去・伐採	同報無線屋外子局(受信機)の維持管理業務は業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
98	46	3	7.	(2)	11)		a		施設の機能及び性能に関する要求水準	歩道橋と立体駐車場棟の接続にあたり歩道橋の接続想定部分とエリア1の高さ関係が分かる資料をいただきたいです。	「平成26年度 香陵公園周辺整備測量業務委託」成果図面を公表します。
99	46	3	7.	(2)	11)		e		施設の機能及び性能に関する要求水準	立体駐車場の内階段とは兼用不可とするとあるが、屋外階段であればよいでしょうか。	階段の形状については、設置位置や立体駐車場の認定条件などを勘案し、特定行政庁等関係機関との協議の上決定されることとなります。
100	46	3	7.	(2)	9)		a		移設建築物(防災倉庫)	移設する市防災倉庫は、移設にあたり確認申請が必要な建築物であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	46	3	7.	(2)	9)		b		移設建築物(防災倉庫)	移設する御幸町防災倉庫は、国住指第4544(H27.2.27)に基づく小規模な倉庫として、移設にあたり確認申請が不要な貯蔵槽に類する施設と考えてよろしいでしょうか。	確認申請が必要な建築物となります。
102	46	3	7.	(2)	9)				移設建築物(防災倉庫)	移設する市防災倉庫と御幸町防災倉庫は、建築基準法上同一敷地内に建築可能と考えてよろしいでしょうか。	管理等の主体が異なるため、原則として建築基準法上別の敷地に設置する必要があります。



業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
103	46	3	7.	(2)	9)		b		移設建築物(防災倉庫)	「計画地外の道路等から利用できる位置とする。」とありますが、道路等に遊歩道及び新駐車場(平面部)を含むものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法に基づく接道が必要となります。
104	47	3	7	(2)	12)		b		施設の機能及び性能に関する要求水準	新立体駐車場(立体部)の車路で建築限界4.5mとあるが立体駐車場内の車路で梁下有効4.5m確保が必要でしょうか。もしくはトラック等の動線になると想定される部分のみ建築限界4.5mと考えればよろしいでしょうか。	新市民体育館と新駐車場(立体部)との間に歩廊を設ける場合、道路構造令第12条の規定を準用し、建築限界4.5mを確保してください。
105	47	3	7.	(2)	12)		e		連絡通路(エリア1に新駐車場(立体部)、エリア3に新市民体育館を設ける場合)	「階段を設けること。」とありますが、階段はエリア1及びエリア3内の地上に直接降りる必要は無いと考えてよろしいでしょうか。(「歩道橋連絡通路」のeの条件と異なっていると考えるとよろしいでしょうか。)	階段を設け、エリア3の地上に直接降りる必要があります。
106	47	3	7.	(2)	12)		e		連絡通路(エリア1に新駐車場(立体部)、エリア3に新市民体育館を設ける場合)	「階段を設けること。必要に応じて、エレベーター(車いす兼用かつ視覚障害者対応仕様)を設けること。」とありますが、新市民体育館と新駐車場(立体部)との連絡通路であることを踏まえ、新市民体育館内、若しくは新駐車場(立体部)内の階段、エレベーターと兼用としてもよろしいでしょうか。	階段については、No.105を参照ください。また、エレベーターの設置については提案内容によります。
107	53	5	2.	(1)	1)		d		工事中の仮設事務所	「実施方針等に対する事業者対話における質問への回答」No.32のとおり、工事中の仮設事務所として、旧勤労青少年ホームを使用することを想定しています。その際の給排水及び電力は事業者の負担との理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。
108	56	5	2.	(1)	3)	③	a		その他	施工についてPFI事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、市がこれを負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	原則として工事中に第三者に及ぼした損害は、PFI事業者が責任を負うものとします。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
109	57	5	2.	(2)			b		器具備品設置業務	「別紙5-2-2 器具備品一覧」に記載されているものを設置すること。また、一覧の記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて、必要な器具備品を設置すること。」とありますが、別紙5-2-2にはスポーツ器具の記載がありません。机や椅子などの一般什器については、各事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
110	57	5	2.	(2)			b		器具備品設置業務	「別紙5-2-2 器具備品一覧」に記載の備品はすべて設置する必要がありますか。利用状態や事業に合わせ、主催者の持ち込み等に変更することは可能ですか。	「別紙5-2-2 器具備品一覧」に記載の備品はすべて設置してください。
111	62	7	2.	(1)	4)		a		予約システム整備業務	現行の予約システムとは全くリンクしない、別のシステムの提案をするという認識で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
112	62	7	2.	(1)	4)		a		予約システム整備業務	予約システムは、ASPやSaaS等のネットワークを通じてサービス提供するシステムの採用は可能でしょうか。	提案可能です。
113	62	7	2.	(1)	4)		b		予約施設システム整備業務	予約システムのホームページと沼津市公共施設予約システムのホームページとの間での相互リンクが可能になるようにすること。とありますが、ホームページ上に市システムのトップページURLを記載する程度の相互リンクと考えてよいでしょうか？システム内に市公共施設を検索するものを制作することまで考えたほうがよいでしょうか。	ホームページ上に市システムのトップページURLを記載する程度の相互リンクで構いません。
114	62	7	2.	(1)	4)				予約システム整備業務	予約システムはASPを用いてのシステム構築で問題ないでしょうか。	問題ありません。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
115	62	7	2.	(1)	4)		a		ホームページ	香陵公園独自のホームページに、SPC代表・構成・協力企業がリンクを貼る事は可能でしょうか？	可能です。構成員や協力企業であっても、広告やバナーを掲載する場合は、広告事業として提案してください。
116	63	7	2	(3)	1)				開館式典及び内覧会	沼津市の行われる事をご教授ください。	市が行う事項は、特にありません。開館式典及び内覧会の内容は、PFI事業者の提案とします。
117	63	7	2.	(4)					開館準備期間中の維持管理業務	新市民体育館をはじめ各施設につきまして引渡日から維持管理業務を行う(業務要求水準書案64頁)ことになっておりますので、開館準備期間中の維持管理業務は不要ではないでしょうか。	開業準備業務を引渡し前に実施する場合は、維持管理業務が必要となります。
118	64	8	1.	(3)	1)		a.		維持管理業務責任者の配置について	常駐は要件ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、非常時等には連絡体制等が確立されていることや会議等への出席などの要件を満たす必要があります。
119	64	8	1.	(3)	1)		a.		駐車場責任者の配置について	常駐は要件ではないという理解でよろしいでしょうか。特に新市民体育館の供用開始前においては常駐体制を整える拠点を考えると実質的に常駐での配置は(新市民体育館が整備期間中となるため)不可能と思われます。	ご理解の通りです。ただし、利用者からの苦情や機器のトラブル等に対し、迅速かつ適切に対応できる体制とする必要があります。
120	64	8	1.	(3)					実施体制	「業務着手前に市に書面で届け出ること」とありますが、維持管理業務開始日＝施設の引渡日となるため、各施設の引渡日までに書面で届け出ればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、業務責任者要件を満たすものであるか否かを市が判断するため、余裕をもった提出をお願いします。
121	67	8	2.	(1)	3)	②			床	「フローリングとする場合には、床板のささくれ等により安全性が損なわれないように十分な日常点検や早期の修繕対応をとること。」と記載がありますが、スポーツアリーナ・多目的アリーナ・武道場・諸室と使用の体系によって木製床・塗床・貼床とあります。市として床材の導入に関しお考えがあればお聞かせください。	競技性、安全性、経済性等の諸条件を勘案の上、提案してください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
122	69	8	2.	(2)	2)	③	c		点検業者の指定について	ここでいう主要な設備について、貴市の指定はございますでしょうか。特にない場合は、事業者の提案により要求水準を満たす事を前提に定期点検実施者の提案を行ってよろしいでしょうか。	指定はありません。 要求水準を満たすことを前提でPFI事業者の提案とします。
123	70	8	2.	(2)	3)	⑨	a		貴市が設置した設備・備品の追加に伴う業務	竣工・引き渡し後に貴市が設置した設備・備品の追加に伴い点検・保守・修繕等が追加となった場合は貴市による負担で実施頂けると理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
124	71	8	2.	(4)	2)		g		消耗品の取扱い	空調フィルター(プレフィルター・中性能フィルター等)の交換費用負担についてもPFI事業者の負担によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	72	8	2.	(5)	2)		a		特定建築物の該当について	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、新市民体育館の環境衛生管理を行う事」とありますが、実際には本施設は特定建築物には該当せず、あくまで当該法律を参照してPFI事業者が提案する業務計画に基づき環境衛生管理を行えばよいという理解でよろしいでしょうか。	No.30の回答をご参照ください。
126	73	8	2.	(6)	3)		d		有人警備について	「必要に応じて有人警備を行う」とのことですが、例えば大会等の開催に伴い必要となる事が想定される駐車場誘導や館内外の立哨警備、その他有人での警備員配置については基本的には大会等の主催者が配置するものという理解でよろしいでしょうか。	施設設置者及び施設管理者の責任において必要な範囲での警備は必要です。
127	73	8	2.	(6)	3)		e		イベント時の警備	主催者が伴う大会・イベントに係る警備は主催者の責任で警備員を配置行うべきものと考えますが、施設側でも大会ごとに体制を整える必要がありますか。	No.126の回答をご参照ください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
128	73	8	2.	(7)	1)				修繕業務の対象	規模の大小を問わず経常修繕及び計画修繕の全てがPFI事業者の業務の対象(即ち、貴市での修繕は想定していない)という理解でよろしいでしょうか。また、この修繕には更新も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
129	75	8	2.	(10)					長期修繕計画の策定	外構及び外構の工作物についても対象でしょうか。	必須ではありませんが、事業者提案として策定いただいても構いません。
130	77	9	1.	(2)					業務区分 e 駐車場運営業務	運営業務に関する要求水準(業務区分)に「駐車場運営業務」が求められておりますが、維持管理業務の業務区分とすることも可能でしょうか。	駐車場の運営は運営業務の区分です。
131	77	9	1.	(2)					業務区分 e 駐車場運営業務	運営業務に関する要求水準(業務区分)に「駐車場運営業務」が求められておりますが、「維持管理業務」及び「運営業務」と同格の「駐車場運営業務」として統括責任者が統括管理する別の構成員(駐車場管理企業)が担うことは可能でしょうか。	可能です。SPCからの業務委託範囲は事業者の提案となります。
132	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の取扱い	「供用開始から3年目までは原則としてPFI事業者の提案金額に基づく」とのことですが、ここでいう供用開始は新市民体育館の供用開始という理解でよろしいでしょうか。	要求施設ごとに供用の時期は異なるため、それぞれの施設における供用開始となります。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
133	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の取扱い	<p>「4年目以降は、3年目までの使用量を標準使用量とし、そこから変動した場合には改定を行う」との事ですが、下記について具体的にお示ください。</p> <p>①1年目から3年目までの光熱水費負担方法 例)PFI事業者の提案金額が実績に関わらず支払われる</p> <p>②3年目までの使用量に基づく標準使用量の算出方法 例)1年目から3年目までの使用量(各年の1月1日から12月31日まで)の平均値(電気料金・ガス料金・上水道料金及びそれに類する料金のそれぞれについて)より算出される</p> <p>③4年目以降の改定方法 例)3年目までの標準使用量を元に支払われることを基本とするが、光熱水費(電気料金・ガス料金・上水道料金及びそれに類する料金のそれぞれについて)に上振れ・もしくは下振れが生じた場合は標準使用量との差額により実費を精算(4年目の12月分の光熱水費が確定した期日以降)する。</p>	<p>①については、例示の通りです。</p> <p>②については、例示の通りです。</p> <p>③については、3年目までの使用量を基準に4年目以降は対価設定を行います。</p>
134	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の内訳について	<p>「光熱水費は、電気料金・ガス料金・上水道料金及びそれに類する料金とし」とありますが、「それに類する料金」が指すものを具体的に例示してください。</p> <p>例)浄化槽のメンテナンス及び汚泥の引抜き費用 等</p>	ボイラー、発電等に使用される灯油、重油等です。
135	79	9	1.	(8)			a		光熱水費の取扱い	<p>電気、ガス、水道の各供給契約の契約者を事業者(SPC)とするか、実際に光熱水費を負担する運営受託者とするかは、事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。</p>	契約者はSPCです。
136	79	9	1	(8)			b		水光熱費	<p>供用開始から3年目までは実績精算はなしとの認識でしょうか？</p>	ご理解の通りです。
137	79	9	1.	(8)			b		光熱水費の取扱い	<p>光熱水費の取扱いについて3年目までの使用量を標準使用量とし、変動した場合は改定を行うとありますが、精算を行うとの事ですか。だとすれば補填、返却が行われるとの考え方で宜しいですか</p>	No.133の回答をご参照ください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
138	80	9	2.	(1)	1)	①			新市民体育館	新市民体育館の供用開始日2023年1月1日については、前または、後ろにずらしご提案することは可能でしょうか。また、可能な場合はどの程度まで許容されますでしょうか。	前倒しは可能とします。許容の範囲は特にありません。
139	80	9	2.	(1)	2)	①			開館時間	開館時間の延長は可能ですか。	延長はできません。 ただし、市の優先利用における選挙事務に使用する場合や災害時における対応などを除きます。
140	80	9	2.	(1)	2)	②			新駐車場	近隣住人への配慮、合意形成が図れる場合、入出場の取扱い時間を延長することは可能ですか。	入出場の時間は、市が条例で規定するものとなり、原則、変更できないものとなります。
141	80	9	2.	(1)	3)	①			新市民体育館	新市民体育館の休館日は、PFI事業者の提案で市との協議で決定とありますが、定期休館日も含め、月何日以内、週何日以内といった休館日の上限はありますでしょうか。	現在の市民体育館の休館日の設定を踏まえ、利用者の利便性に配慮したうえで設定してください。
142	81	9	2.	(3)	2)		b	c	利用料金設定の考え方	1日あたりの最大駐車料金の設定不可とありますが、夜の取り扱い時間内に出庫出来なかった利用者の駐車場金が高額になることを避けるための【1泊料金】の設定も同様に不可となりますでしょうか？	業務要求水準書P81(3) 2) c)によるものであれば、夜間料金としてご提案ください。
143	82	9	2.	(4)			a		利用料金の減免の取扱いについて	「PFI事業者は、条例等の規定により…(中略)…利用料金を減額し、又は免除することができる。また、新市民体育館は利用料金の全部又は一部を還付することができる。」とありますが、減額・減免、及び還付のそれぞれについて「できる」ということは必須ではないという理解で宜しいでしょうか。	駐車場料金については、P82(4)に規定する市役所、文化センター及び新体育館利用に係る最初の1時間免除及び市有料駐車場使用料の減免に関する方針に基づき、減免するものとなります。
144	82	9	2.	(4)					利用料金の減免の取扱い	沼津市様の定める基準以上の割引サービス等を設定することは可能ですか？	ご質問の割引サービス等の内容が不明ですが、提案することは可能です。ただし、駐車料金の減額に繋がる事項については、その適用の可否については、市の判断が必要となります。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
145	82	9	2.	(4)			d		利用料金の減免の取扱い	別紙9-2-4(9)～(13)に該当する方は最初の2時間無料とありますが、ご対象者様が市役所への用務で訪れた場合は【1時間+2時間】の3時間無料ではなく、2時間無料のみの解釈でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
146	83	9	3.	(1)	2)	③	a		備品貸出等に関する主な業務	利用料金の定めのある付属設備以外の貸出備品については、料金・備品内容ともに事業者からの提案で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
147	83	9	3.	(1)	3)	②	a	(f)	優先予約A	優先予約Aの(f)に「大規模な地域交流イベント」が追加されましたが、どのようなイベントを想定されておりますでしょうか。	校区祭等で大空間が必要なものを想定しています。
148	83	9	3	(1)	3)	②			優先予約	優先予約A及びBの各項目優先順位はありますでしょうか？	各項目の優先順位はありません。
149	84	9	3.	(1)	3)	③			利用料金徴収に関する業務	利用料金の徴収方法として、銀行振込を採用した場合、その振込先となる銀行口座を事業者(SPC)とするか、実際に利用料金徴収業務を行う運営受託者とするかは、事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	指定管理者制度により料金収受はSPCが行うこととなりますので、SPC名義の銀行口座への振り込みとさせていただきます。
150	84	9	3.	(1)	3)	③	c	(a)	利用料金徴収に関する業務	利用料金の現金管理として、「金融機関に速やかに預ける」とありますが、この金融機関に開設する銀行口座は事業者(SPC)とするか、実際に利用料金徴収業務を行う運営受託者とするかは、事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	N0.149の回答をご参照ください。



業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
151	85	9	3.	(5)			c		交通整理員の配置について	「混雑が予想される催事には、交通整理員を駐車場内に配置…(中略)…交通整理誘導を適切に行うこと。また、迂回が可能な道路手前の交差点にも交通整理員を配置する…(中略)…民間駐車場への案内を行うこと。」とありますが、「混雑が予想される催事」に起因して交通整理員の配置が必要となる場合は、あくまで催事の主催者により交通整理員が配置されるという理解でよろしいでしょうか。そのうえで、駐車場責任者が配置される交通整理員を取りまとめるという理解です。	新市民体育館及び市民文化センターの催事等における駐車場の対応については、専ら催事主催者側に要請するものではなく、その対応(体制)については、連絡協議会にて協議し、決定するものとなります。
152	86	9	3.	(5)			d,h		駐車車両、保管自動車等の異常の発見時の対応	駐車車両等の異常を発見した際に、PFI事業者にて「早急な復旧措置及び応急措置を講じる」「PFI事業者の責任のもとに対処する」ことは困難です。状況により、速やかな館内放送(自動車等の所有者の把握)、所轄の消防・警察への連絡、及び貴市への報告を行うことが求められるという理解でよろしいでしょうか。対応方法の詳細については貴市と協議させて頂きたい。	「d」「h」については、「施設・設備」の異常への対応についても含んだ要求事項です。施設・設備に関する異常を認めた場合は、業務要求水準書に記載の通り対応してください。駐車車両等への対応については、ご理解の通りです。
153	86	9	3.	(6)					安全管理業務	「災害時における市と本施設の役割、対応方法等を予め協議」とありますが、現時点で貴市が想定している役割分担(事業者を求めること)について、新市民体育館の「指定避難所」、新駐車場の「津波避難ビル」及び「物資集積所」、事業対象地での「指定緊急避難所」、それぞれについてご教示ください。	初動対応として、例えば、体育館から外部への避難誘導を行うことなどが役割として想定されます。新市民体育館の「指定避難所」、新駐車場の「津波避難ビル」及び「物資集積所」、事業対象地での「指定緊急避難所」について役割の詳細は、災害時協定で協議するものと考えます。
154	88	9	3.	(6)	5)		a		地域防災計画による位置づけ	新市民体育館は、災害時の「指定避難所」に指定されるとの事ですが、市もしくは地域で実施する訓練などは年間何回程度あるのでしょうか。	年間3回(9月総合防災訓練・12月地域防災訓練・3月津波避難訓練)程度と考えます。
155	88	9	3.	(6)	5)		a		地域防災計画による位置づけ	「指定避難所」として、最大収容人数をご教授ください。武道場の床面積あるいは、スポーツアリーナ、多目的アリーナの床面積を合算した面積から算定してよろしいでしょうか。	沼津市地域防災計画(資料編平成28年度修正)において、避難地の圏域内人口を10,301人としており、同圏域の避難所は新市民体育館と第四小学校とする予定です。また、最大収容人数を記載する場合は、洪水時に支障のないエリアでの人数と浸水がない場合での人数を併記してください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
156	88	9	3.	(7)	1)		b		トレーニング等指導・相談	有資格者による…とありますが、資格の指定はありますでしょうか？	特にありません。
157	88	9	3.	(7)	2)		b		スポーツ教室事業	沼津市主催の教室開催状況を参考に同等の教室を開催することとありますが、沼津市主催の教室はあるのでしょうか？	現施設で開催している市主催教室は、業務要求水準書別紙9-3-1「利用状況一覧」をご参照ください。また、新市民体育館で市主催教室を継続開催する予定はありません。
158	89	9	3.	(9)					期間終了時後	最終年度にその翌年の利用料金を納められた場合、SPCの収入になるのでしょうか？もしくは別途保管し時期管理者に渡すようになるのでしょうか？	使用料の帰属は、使用日によるものとします。業務終了時に清算を行い、市に支払うものとします。
159	90	10	2.	(1)					自由提案事業	自由提案事業の市への申請は、事業実施よりどれくらい前と想定しておけばよろしいでしょうか。	提案書の提出時にご提示ください。
160	92	10	2.	(4)					自由提案事業の実施者	一般的に、PFI事業は、行政とSPCが事業契約を締結し、SPCはその業務を各事業者にパススルーすることで、SPCの経営リスクを極力排除し事業期間中安定した経営を営めるようにしております。今回、事業用定期借地契約は転貸借不可との記載がありますが、こちらも通常の業務と同様にSPCのリスクを軽減するために転貸借を可能となるようにご検討をお願いします。	転貸について、市の承諾を得ることができる場合は可能とします。土地を転貸する場合、市とPFI事業者の定期借地権設定契約の契約期間は、PFI事業契約期間を超えないものとします。また、PFI事業契約が解除された場合は、当該定期借地権設定契約も終了するものとします。条件等は、業務要求水準書及び事業契約書(案)を修正しますのでご確認ください。
161	92	10	2.	(4)					自由提案事業の実施者	「PFI事業者が貸付を受けた土地及び建物(一部または全部)の転借はできないものとする。」と記載がありますが、PFI事業者としての継続的な関与度や、コンソーシアム全体に亘る一体的な提案としていくためにコンソーシアム内の「構成員」が建設・所有するというということは可能でしょうか。	No.160の回答をご参照ください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
162	92	10	2.	(4)					自由提案事業の実施者	自由提案施設の建設形態を「1.別棟」とした場合、PFI事業者が貸し付けを受けた土地に、構成員・協力会社が自由提案施設を建設・所有することは可能でしょうか。	PFI事業者からの転貸が必要となります。 No.160の回答をご参照ください。
163	92	10	2.	(4)					自由提案事業の実施者	自由提案事業を実施する構成員・協力会社が、さらに当該自由提案事業の実施を専業の会社に再委託することは可能でしょうか。	主要業務の再委託は認めません。
164	92	10	2.	(4)					自由提案事業等の実施者	「土地および建物(一部または全部)の転借はできないものとする。」とあり、貴市所有とならない自由提案施設はPFI事業者が必ず所有するというのでしょうか。PFI事業者が土地を借り受け建物を所有することはPFI事業そのものへのリスクとなり、事業コストの増大を招きまます。改めて土地の転貸可など柔軟な対応をご再考願います。	原則としては、PFI事業者が所有することとなりますが、No.160の回答をご参照ください。
165	92	10	2.	(4)					自由提案事業等の実施者	「土地および建物(一部または全部)の転借はできないものとする。」とあり、貴市所有とならない自由提案施設はPFI事業者が必ず所有するというのでしょうか。PFI事業期間の終了時にSPCが解散すると建物の所有主体がなくなりますので、土地の貸付期間はPFI事業の期間以上にできないと思われまます。貸付期間を15年以上30年未満のPFI事業者からの提案としていることと矛盾すると思われまますがいかがでしょうか。	No.160の回答をご参照ください。
166	92	10	2.	(4)					自由提案事業等の実施者	構成員、協力企業のみに対し「業務委託」が可能ということですが、実質的に土地の転貸になると思われる、例えば「自由提案施設の建設・所有・建物賃貸」を構成員、協力企業に業務委託する契約は可能でしょうか。PFI事業者と自由提案施設の実際の運営者との間で具体的にどのような「業務委託」を結んでよいか未整理ですので、ご教示ください。	「自由提案施設の建設・所有・建物賃貸」を構成員、協力企業に業務委託する契約は認めません。
167	92	10	2.	(4)					自由提案事業等の実施者	構成員、協力企業のみに対し「業務委託」が可能ということですが、「再委託」は認められないのでしょうか。	No.163の回答をご参照ください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
168	92	10	2.	(4)					自由提案事業の実施者	参加資格申請を経たコンソーシアム内の会社が市と自由提案施設事業の定期借地契約を締結し建設・所有することは可能でしょうか。	市と定期借地契約を締結するものはPFI事業者となります。
169	92	10	2.	(4)					自由提案事業等の実施者	構成員・協力会社に業務委託して事業を実施することは可能とありますが、入札参加申請後に新たな自由提案を行いたい事業者が現れた場合、参加不可となるのでしょうか。	参加不可となります。
170	92	10	2.	(4) (5)					自由提案事業の実施者 貸付期間	「PFI事業者が貸付を受けた土地及び建物(一部または全部)の転借はできないものとする。」また「貸付期間を15年以上30年未満」とありますが、SPCが新市民体育館等の維持運営期間を超えて施設を保有し、自由提案施設事業だけ残るという理解になるのでしょうか。	ご理解の通りです。
171	93	10	2.	(8)					行政財産の使用料	「建物の取得価額」「減価償却累計額」の算定方法をご教示ください。	法人税法に基づく算定方法とします。
172	別紙								別紙一覧	敷地の測量図(CADデータ等)を配布願います。	CADデータの提供については、市ホームページに掲載のとおり、直接ご連絡ください。
173	別紙1-4-1								【別紙1-4-1】 維持管理・運營業務範囲 外の施設について	PFI事業範囲図において、「維持管理・運營業務範囲外」として示されている施設の詳細について具体的にご教示下さい。 例)施設名、及び範囲外となる維持管理・運營業務の内容、施設概要	以下の3つとなります。 ・別紙3-7-5 No.47沼津市民憲章碑及びNo.48モニュメント(無限空間へ) ・市民文化センター浄化槽 ・市民文化センターエントランス部の通路屋根

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
174	別紙2-1-1		1.	(1) (2) (3)					【別紙2-1-1】 各責任者の常駐要件について	(1)設計・建設期間～(3)維持管理・運営期間の各段階において、各責任者(統括、設計、工事監理、建設、駐車場、運営、維持管理)の常駐の要件がある場合はお示しください。 例)(3)維持管理・運営期間 統括:常駐 運営:常駐 維持管理:非常駐 駐車場:非常駐 等	いずれの者も常駐義務はありません。ただし、他の法律等において常駐の義務が付されている場合を除きます。
175	別紙2-1-1		2.	(3)					維持管理・運営期間の実施体制	新市民体育館と駐車場の一体管理を検討しておりますが、お客様の窓口はすべて運営責任者が一体管理の中で行う予定です。そのような運営体制の場合、運営業務責任者と駐車場責任者の兼務は可能でしょうか。	兼務は認めません。
176	別紙2-1-1-2		2.	(3)					維持管理・運営期間	「維持管理・運営期間」とは、新市民体育館の供用開始後でしょうか。この理解の場合、新駐車場(平面部)・外構に係る設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設業務責任者の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求施設ごとに「維持管理・運営期間」が設定されます。新市民体育館の供用開始後においても、新駐車場(平面部)・外構に係る設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する場合は、各業務区分の責任者の配置が必要です。
177	別紙5-2-2								器具備品一覧	既存柔道畳および武術太極拳用絨毯について、要求水準書(案)ではメインアリーナまたはサブアリーナに設置すると書かれていましたが、今回、スポーツアリーナの器具庫に設置とあります。多目的アリーナや武道場がスポーツアリーナと近接する場合、そちらの器具庫に収納することとしても宜しいでしょうか。	当該備品は、スポーツアリーナで行う競技大会で使用することを想定していますので、競技場にスムーズに移動・設置できる場所に収納してください。
178	別紙9-2-2		1.	(1)					利用料金の考え方	利用料金の考え方についてスポーツアリーナと多目的アリーナの分割利用をした場合の金額に差異が発生しますが公正的観点から同一料金に設定する必要がありますか。	スポーツアリーナと多目的アリーナでは床面積や観覧席数に違いがあるため、同一料金とする必要はありません。
179	別紙9-2-3								使用料減免	別表(第2条関係)の1. スポーツ振興課・沼津市体育協会が主催する場合の自主事業は、どの程度(回数・場所等)をご教授願えますでしょうか？	平成29年度の市民体育館の利用料金減免の実績は、免除4件、1/2減額5件、3/10減額0件です。上記実績を参考としてください。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
180	別紙2-1-1								別紙2-1-1 (3)維持管理・運営期間	維持管理・運営期間中の「統括責任者」は、本施設に常駐する必要がありますでしょうか。 ※ 香陵公園周辺整備PFI事業 事業者対話 回答 (2018.12.17/2018.12.18実施) 2. 維持管理・運営業務について 業務従事者の配置 No,10	常駐の義務はありません。
181	別紙2-1-1								別紙2-1-1 (3)維持管理・運営期間	「運営業務責任者」が「駐車場責任者」を管理する体制図となっていますが「維持管理業務責任者」が「駐車場責任者」を管理する体制とすることは可能でしょうか。	可能とします。
182	別紙3-2-10								御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図	埋蔵文化財調査の時期・順序は事業者が指定するものと考えてよろしいでしょうか。 また、複数の調査箇所を並行で調査していただくことは可能でしょうか。	実施時期や順序等は、業務要求水準書P20 2(2) 11)dにより提出された事業スケジュールに基づき、市と協議の上、決定します。
183	別紙3-2-10								御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図	埋蔵文化財調査箇所④⑤は範囲内に解体予定施設を含むため、解体前に施設外の調査、解体後に施設下部の調査のように、調査エリア・期間を分割していただくことは可能でしょうか。	詳細は市との協議のうえ、決定します。
184	別紙3-2-10								御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図	埋蔵文化財調査は建設工事範囲外(仮囲い外)で実施いただくものと考えますが、調査に伴う仮囲い外の車両・利用者の動線調整等は市で行うものと考えてよろしいでしょうか。	調査に伴う仮囲い外の車両・利用者の動線調整等はPFI事業者にて行ってください。
185	別紙3-2-10								御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図	工事関係者の通勤車両の駐車場として、近隣の市有地を借用することは可能でしょうか。	近隣の市有地を優先的に借用することは不可能です。
186	別紙3-2-10								御幸町遺跡 埋蔵文化財調査平面図	掘削土の仮置き場として、近隣の市有地を借用することは可能でしょうか。	近隣の市有地を優先的に借用することは不可能です。

業務要求水準書に関する質問及び回答

No.	頁	第	1.	(1)	1)	①	a	a)	項目名	質問	回答
187	別紙3-5-1								別紙3-5-1 新市民体育館の必要諸室の仕様	弓道場に「二重床(体育館仕様)」とありますが、体育館仕様の二重床まで必要でしょうか。	諸室の多目的利用を踏まえ、二重床仕様としています。
188	別紙3-5-1								別紙3-5-1 新市民体育館の必要諸室の仕様	手動で対応できる位置に設置する遮光設備は電動の必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	新市民体育館の遮光設備は手動で対応できる位置に設置する場合、電動の必要はありません。
189	別紙3-7-6								別紙3-7-6 樹木位置図	既存の植栽リストの電子データを修正利用ができる形式で提供していただけないでしょうか。	提供しますので、直接ご連絡ください。
190	別紙9-3-1								別紙9-3-1	市民体育館の弓道場、卓球場、多目的室の利用実績をご教授ください。	別紙「利用実績一覧」を公表します。
191	別紙9-3-1								別紙9-3-1	勤労者体育センターの多目的室の利用実績をご教授ください。	別紙「利用実績一覧」を公表します。
192	別紙9-3-1								別紙9-3-1	香陵武道場の弓道場の利用実績をご教授ください。	別紙「利用実績一覧」を公表します。